イノベーションマネジメントハブ形成支援事業(Q&A集)

【「技術移転活動に従事する機関(TLO)について】

問1 「技術移転活動に従事する機関(TLO)」とは、どのような機関を指すか。

TLO は、Technology Licensing Organization の略称で、特許権等を企業に使用(実施許諾) させて、対価として企業から実施料収入を受け取り、それを大学や研究者(発明者)に還 元することなどを事業内容とする法人のことです。

自社において、TLO の業務を行っていると判断する場合は、例えば、企業名に「TLO」という単語が含まれていなくても、また、承認 TLO でなくとも、応募可能です。

【提携大学について】

問2 単科大学や大学院大学は提携「大学」として対象であるか。

単科大学、大学院大学は、提携大学として認められます。

問3 大学共同利用機関、研究開発法人、あるいは高等専門学校は提携「大学」として対象 であるか。

本事業では、大学における知財活用の充実を図ることを重点化する観点から、このたび の公募においては「大学」のみを対象としています。

問4 「平成31年3月末時点で提携のある」とは、どのような状態か。

組織間で技術移転業務全般について委託契約を締結している等を想定しています。従って、個別案件ごとのライセンス契約等関係は「平成31年3月末時点で提携のある」実績には含まれないことになります。

問 5 「知的財産権等収入のポテンシャルを有する大学との提携を少なくとも 1 つは予定している」ことが評価対象となっているが、応募の段階で、どこまでの「提携」関係が必要であるか。

応募の段階では大学と組織間での契約に至っている必要はなく、今後提携関係を見据 えて大学と調整を図る計画であれば、応募書類に記入いただいて差支えありません。

問 6 TLO は大学の技術移転業務のうち、一部の技術移転業務についてのみ「提携」することができるか。

TLO は常に大学の技術移転業務全般について提携する必要はなく、一部の技術移転業務、例えば、特定の技術分野についてのみ提携することは差支えありません。

問7 応募段階で記載した大学に関する業務しか、本事業の対象にならないのか。事業開始後、途中から「提携」を検討・開始した大学は、事業対象として良いのか。どこまでを事業対象の範囲として考えれば良いか。

計画にない取組に対して補助することはできませんので、応募時点で提携を検討している大学(検討する可能性のある大学)については、可能な範囲で記載していただき、費用も積算してください。また、事業の進捗に応じて、計画に変更が生じる場合は事業開始後、速やかにご相談ください。

【その他】

問8 事業規模・採択件数について再度確認したい。

事業規模は1件当たり年間1千万円程度、今年度は3件程度採択予定です。なお、各年度の補助金額及び採択件数は本補助金の当該年度の予算額を踏まえ、事業計画の内容等を総合的に勘案して毎年度決定されることとなります。

問9 本事業の補助金の交付について、概算交付と精算交付、いずれか。

本事業における補助対象機関への補助金交付については、原則、概算払いとしますが、 精算払いも可能です。手続きの方法や時期等は改めてお知らせいたします。「補助金等に 係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)及び同法施行令(昭 和30年政令第255号)、「地域産学官連携科学技術振興事業費補助金交付要綱」(平成22年2月1日文部科学大臣決定)、「地域産学官連携科学技術振興事業費補助金取扱要領」 (平成22年2月1日科学技術・学術政策局長、研究振興局長決定)もご参照ください。